

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①施設等と連携し、養育実習や法定研修以外の研修の場を設ける。また、実親や親権者が行方不明や死亡等で意向確認ができない場合、弁護士と法的対応を協議し、特別養子縁組等の成立をめざす。
- ②医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施する。
- ③乳児院や乳児ホーム等、乳幼児と直接ふれあう実習ができる施設を開拓する。また、養子縁組里親希望者には、養子縁組を行う前に、育児手法を学ぶ場を提供し、活用できる保健・福祉サービスを紹介するなどして、継続した支援を行う。
- ④特別養子縁組における子どもの年齢制限が引き上げられることに伴い、養育里親から養子縁組を希望する里親についても支援を行う。
- ⑤養親同士が交流できる仕組み(ピアサポート)を構築する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①未委託里親や委託予定里親に対して、必要に応じて養育実習を行った。また、法定研修以外の研修を年1回程度実施した。親権者が行方不明となっている児童について、弁護士と協議し、親権停止及び児童相談所長による特別養子適格の申立を行い、特別養子縁組が成立した事例が1件あった。令和6年度においても、同様の対応を検討しているケースが1事例ある。
- ②令和3年度に医療機関と連携し、里親への乳児委託促進事業を制度化した。今後、必要に応じて、事業を実施する。
- ③令和5年4月から、管内に開設された愛育社めばえ乳児院において、養子縁組里親希望者への養育実習をスムーズに調整できるようになり、乳児の養育経験がない養育里親に対しても、養育実習を行うなど、育児手法を学ぶ場を提供した。また、委託時及び縁組成立時には、養親に同行し、養親の居住区の子育て支援課及び保健センターで、活用できる資源・サービス等を紹介するなどの支援を行っている。
- ④特別養子縁組における子どもの年齢制限が引き上げられたことにより、養子縁組を検討できるケースが2事例あり、引き続き支援を行う。
- ⑤里親会による養親同士の交流に加え、養子縁組里親限定の交流会やファミリーホーム運営者の交流会、年長児の受託里親の会合を呼びかけるなど、ピアサポートの構築に努めた。

要因分析

- ①実親の不同意等事例における特別養子適格の申立については、弁護士と連携しながら、計画的に進めることができた。
- ②妊娠中から特別養子縁組を希望する実親の相談については、保健センター等と連携しているが、民間あっせん機関につながる事例も増えており、ニーズが減少傾向にあると思われる。
- ③愛育社めばえ乳児院の開設により、乳幼児の実習の提供がスムーズにできている。
- ④子どもの思いや状態を考慮しながら、実親や里親の状況を踏まえて、丁寧に進めていく必要がある。
- ⑤同じ悩みを抱えた里親同士の交流の場を作ることで、ピアサポートによるエンパワメント効果があり、交流が継続している。

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

現行計画の進捗状況等

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ①里親の開拓等にノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や実践を伝えることができる里親会との協働により、子育て支援や社会貢献に関心のある層を中心に働きかけ、新規の里親開拓を推進する。
- ②改修費補助制度を活用し、ファミリーホームの設置を促進する。
- ③里親等のアセスメントや里親認定登録に関する事務、マッチング、委託後の里親支援等のフォスタリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関を活用する。
- ④未委託里親や短期養育里親等にレスパイト機能を担ってもらい、養育里親が疲弊して里親委託が不調にならないよう支援する。
- ⑤未委託里親や乳児を希望する里親に、ニーズに合った実技研修を実施し、いつでも受け入れできるよう体制を整備する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

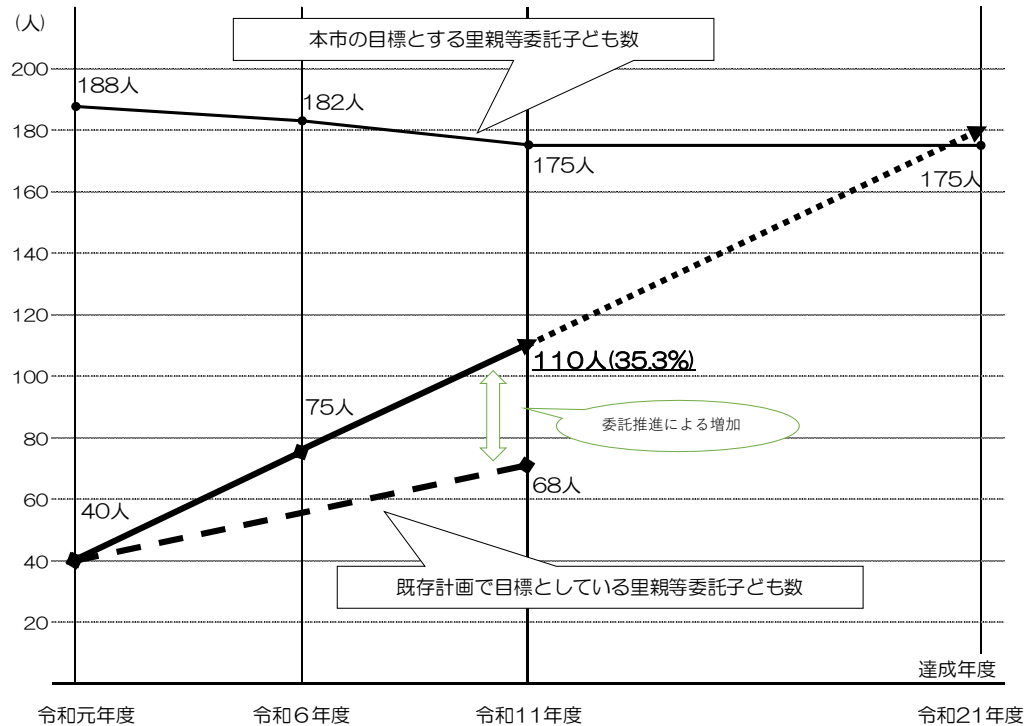
- ①従来の広報啓発方法に加え、令和3年度からは、庁内他部局と協働し、様々な企業と連携した広報啓発の取組を進めた。また、令和4年度を「さかい里親YEAR」と位置づけ、集中的な取組を行った。今後も引き続き、子育て支援や社会貢献に関心のある層を含め、新規の里親開拓を推進する。令和6年度の新規里親の登録見込は、11組ほどを予定している。
- ②令和元年度末時点で、2か所であったファミリーホームが、令和3年度、令和4年度にそれぞれ1か所開設し、現在計4か所(北区・中区・東区・美原区)設置している。今後も、各区1ファミリーホームをめざし、設置を促進する。
- ③令和4年児童福祉法改正により、里親支援センターが創設されたことを受け、本市においても、里親支援センターの設置に向けて、包括的な里親支援を実施できる民間事業者の活用を検討する。
- ④レスパイト・ケア事業を積極的に活用し、利用件数、延べ日数ともに増加している。また、その後の里親同士のつながりや支援の輪を広げることも考慮に入れて、レスパイト先を選定することにより、ピアサポートの構築にも寄与しており、今後も、レスパイト・ケアの積極的な活用を推進する。なお、不調による措置変更は、令和元年度2件、令和2年度、令和3年度にそれぞれ1件、令和4年度以降0件となっている。
- ⑤未委託里親や乳児を希望する里親に、必要に応じて実技研修等を案内・実施し、いつでも受け入れできるよう、体制を整備している。

要因分析

- ①広報啓発の集中的な取組の結果、市民の里親制度に対する認知度は向上しているものの、里親登録に向けての相談は、微増微減を繰り返している。新規の里親開拓については、各ターゲット層に合わせた、広報啓発・リクルート活動が継続的に必要である。
- ②改修費補助制度を有効に活用し、新たに2か所を設置できた。
- ③里親等のアセスメントや委託後の里親支援等について、民間の相談支援機関を活用し、連携を図ってきたが、フォスタリング業務に精通した人材の確保・育成が難しく、民間事業者による包括的な里親支援の実施には至っていない。
- ④里親が疲弊しないように、また不調にならないように、レスパイト・ケア事業だけではなく、子どもの心理司面接や里親子の通所指導など、様々な支援を展開している。
- ⑤乳児院やファミリーホームなどの協力を得て、実技研修が実施できるよう調整している。

(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

前回策定時の目標人数等



前回策定時の目標人数 内訳

代替養育を必要とする子ども数(A)

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和6年度末	51	52	220	323
令和11年度末	50	51	211	312

Aの内、里親等委託が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和6年度末	16	13	46	75
令和11年度末	23	19	68	110

Aの内、施設で養育が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和6年度末	35	39	174	248
令和11年度末	27	32	143	202

令和5年度末 実績人数

代替養育を必要とする子ども数(A)

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和5年度末	14	61	199	274

Aの内、里親等委託が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和5年度末	6	19	31	56

Aの内、施設で養育が必要な子ども数

	0～2歳	3～5歳	6～17歳	計
令和5年度末	8	42	168	218

要因分析

里親等委託が必要な子ども数についての令和5年度末の実績は56人で、令和6年度の目標人数を下回っている状況にある。代替養育を必要とする子ども数が減っていることも要因と考えられるが、里親登録数やファミリーホームの設置数を増やすこと、様々な里親支援を推進することにより、里親等委託数を増やしたい。

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①児童養護施設本体施設の近隣に、地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの設置を促進する。
- ②ケアニーズの高い子どもの複雑な行動上の問題等を解消できるよう、児童養護施設本体施設に心理職や看護師等専門職を配置すると同時に、保育士や児童指導員の配置を充実し、集中的にケアできる体制整備を支援する。また、職員数の少ない地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、養育に求められる技能の高度化に対応できるよう研修を実施し、職員間の連携を強化し、孤立しないよう支援する。
- ③児童養護施設で、措置入所した子どもと一時保護した子どもが混在しないよう配慮する。また、子どものそれぞれの状態に応じて一時保護を適切に実施するため、児童養護施設内に一時保護専用スペースの設置を検討する。また、乳児の一時保護機能を充実し、緊急一時保護に対応できる体制を整える。
- ④フォスタリングの包括的実施体制の構築に向け、児童養護施設(里親支援専門相談員を含む)における里親支援の役割として、里親制度の啓発及び里親のリクルートでは、シンポジウム・地域相談会・短期養育里親説明会等に参加し里親候補者を開拓する。里親委託中の支援では、関わりのある子ども及び里親に対して家庭訪問を実施し養育に対する安心感を高める。児童養護施設で生活している子どもたちの中で、親との面会や外泊の機会が少ない子どもには、週末里親の利用調整等を行い、質の高い里親養育体制を確立する。
- ⑤子どもが施設等を退所した後、困ったときに相談に応じるのは施設等の職員が多いことから、国の施策の方向性も視野に入れつつ、子どもが円滑に自立した生活を送ることができるよう、自立支援専門相談員の配置を検討し、アフターケアの充実を図る。退所後、自らが出身施設に相談できない人もいることから、養育に携わる職員が、アフターケアについてはインケア時から連綿とつながる支援との認識をもって、施設等で生活している間に子どもとの良好な関係性を築き、子どもの自立支援をサポートする。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①令和5年度に児童養護施設等の敷地内に小規模グループケアについての設置が1件あったが、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの設置はなかった。
- ②児童養護施設等において、心理職等の加算職員の配置は概ねできている。研修については施設において内外問わず実施しているもの、施設部会で実施しているもの、子ども相談所等と連携しているものがあり、その都度子どもの支援に求められるテーマを設定している。
- ③児童養護施設等において、一時保護専用スペースの設置はできていない。乳児の一時保護については、令和5年度に乳児院が設置されたことから、緊急対応含めて改善されつつある。
- ④児童養護施設等において、里親支援専門相談員を配置し里親開拓や家庭訪問は実施できている。週末里親についての利用については増えていない。
- ⑤自立支援専門相談員は、児童養護施設4施設の内、1施設が配置している。

要因分析

児童養護施設等へ聞き取った結果①②③⑤に関して、新規採用者が少なく年度途中の離職者が多い。在職経験年数が浅く、経験を積む途中で離職するため、現状の養育の質を保つことを優先するため、新たな取組ができない現状がある。

①に関して、校区が違くと地域住民や学校との関係性を築くことが難しいため、地域小規模の校区外設置は難しい。このため、物件を探す範囲が狭まってしまう。

④の週末里親に関しては、措置児童が減っていること、保護者がいる場合の利用を控えることにより利用が増えない状況がある。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

現行計画の進捗状況等

- ①進路の選択肢を増やすため、就学についての相談支援を丁寧を実施する。また、大学等への進学をめざす人を支援するため、就学者自立生活援助事業の実施を検討する。
- ②子どもが退所後も、訪問や電話のほか、SNSなどさまざまなツールを活用して施設職員とつながりを持てるよう、児童養護施設で生活している間に施設職員と良好な関係性を築き、安心感を醸成する。また、里親家庭から、自立した子どもへの相談支援体制の構築を検討する。
- ③自ら相談できない人もいることから、施設職員が定期的に連絡を行うことや、施設等で生活している間に子どもとの良好な関係性を築き、子どもの自立支援をサポートする。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

- ①就学者自立生活援助事業については実施済。
- ②児童養護施設において入所児童との関係性の構築は図れている。里親家庭において措置延長や他制度を活用して、自立するまでの期間の支援体制は整えている。
- ③児童養護施設において各施設独自の方法でアフターケアを実施している。また、関係機関と連携して、食料支援を行うなど個別対応も行っている。

要因分析

- ①令和5年12月に事業を開始している。大学等への進学よりも生活基盤が整わない高校生の支援が中心となっている。
- ②児童福祉法改正により児童養護施設及び里親等での入所期間が生活状況によって今まで以上に延長することができることから、自立のための支援を柔軟に行うことが可能となった。
- ③児童養護施設は独自の取組によって退所者を支援している。更なる支援として、自立支援専門相談員を全施設で配置できることをめざす。